

投資事業有限責任組合会計規則の廃止について

20250324 経局第 1 号
令和 7 年 3 月 3 1 日
経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局
産 業 組 織 課

投資事業有限責任組合会計規則（20231102 経局第 1 号令和 5 年 12 月 5 日経済産業省経済産業政策局産業組織課）は令和 7 年 4 月 1 日をもって廃止する。

同日の前日を含む事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」という。）については、投資事業有限責任組合会計規則の規定は、なお効力を有する。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等について、投資事業有限責任組合契約に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 56 号）第 2 章の規定を適用することを妨げない。